

倉吉市訓令第8号

倉吉市未来いきいき創生本部設置規程を次のように定める。

平成26年10月10日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市未来いきいき創生本部設置規程

(設置)

第1条 本市の人口減少対策及び地域活性化対策について検討し、その総合戦略を策定し、推進するため、倉吉市未来いきいき創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口推計と人口減少による影響、情報収集及び分析に関すること。
- (2) 人口減少の抑制、人口が減少する社会への対応その他の人口減少対策の横断的、かつ、総合的な視点での検討に関すること。
- (3) 地域活性化対策の横断的、かつ、総合的な視点での検討に関すること。
- (4) 人口減少対策及び地域活性化対策に関する総合戦略の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (5) 人口減少対策及び地域活性化対策に関する総合調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、職員の職務の級の分類に関する規則（昭和51年倉吉市規則第28号）第2条に規定する職務の級の6級から8級までに属する職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(常任委員会)

第5条 本部の所掌事務に係る総合調整及び重要事項の決定等を効率的に行うため、本部に常任委員会を置く。

2 常任委員会は、本部長及び副本部長並びに本部員のうち倉吉市企画審議会規程（平成9年倉吉市訓令第5号）第2条第2号から第10号までに掲げる者をもって構成する。

(会議)

第6条 本部及び常任委員会の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、その会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 本部の所掌事務を効果的に推進するため、必要に応じて本部に部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長が任命する。
- 4 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部及び常任委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年10月10日から施行する。